

**令和3年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和4年8月
青森市

目 次

第1	令和3年度包括外部監査結果への措置状況について	…	1
	包括外部監査結果に対する措置状況一覧	…	4
第2	令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票		
1	都市整備部 都市政策課		
	(1) 消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について	…	5
	(2) 委託料の積算について	…	6
	(3) 乗降調査の結果報告について	…	7
	(4) 業務報告書の提出日の記載について	…	8
	(5) 利用者数が著しく少ない便について	…	9
2	都市整備部 住宅まちづくり課		
	(1) 空き家等に関する対策の実施状況報告について	…	10
	(2) 空家対策事業実施要綱の必要性について	…	11
	(3) 補助事業者からの決算書の入手について	…	12
	(4) 書類の整理・保管のやり方について	…	13
	(5) 再開発事業に関する市の要綱について	…	14
	(6) 補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について	…	15
	(7) 市街地再開発事業に関する市民への情報開示について	…	16
	(8) 指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	…	17
	(9) 管理運営費の水準について	…	18
3	都市整備部 公園河川課		
	(1) 「洪水ハザードマップ」外国語版について	…	19
	(2) くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について	…	20
	(3) くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について	…	21
	(4) 繰越明許費の支出命令書における記載方法について	…	22
	(5) 需用費の検収について検収日の記載がない	…	23
	(6) 指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について	…	24
	(7) 第三者機関による指定管理者の決算書の監査について	…	25
	(8) 指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない	…	26
	(9) 公園利用者からのアンケート調査の活用について	…	27
	(10) 各契約の委託料支払方法について	…	28
4	都市整備部 道路建設課		
	(1) 流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について	…	29
	(2) 浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について	…	30

(3) 流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について	…	31
(4) 最低制限価格制度の運用について	…	32
5 都市整備部 道路維持課		
(1) 浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて	…	33
(2) 借受団体からの報告書の徴求について	…	34
(3) 除雪機の貸付日について	…	35
(4) 全額前払とする理由書について	…	36
(5) 指定管理者からの適時報告について	…	37
(6) 契約工期の設定について	…	38
(7) 駐車場利用者増加に向けた方策について	…	39
(8) 契約工期の設定について	…	40
6 都市整備部 用地課		
(1) 保守業務に係る作業記録について	…	41
7 総務部 危機管理課		
(1) 防災訓練や研修の実施回数目標値に対する実績値について	…	42
8 総務部 管財課		
(1) ホームページにおける料金表示について	…	43
(2) ホームページにおける問い合わせ先の明示について	…	44
(3) 事務委託料の適切な案分について	…	45
(4) アウガ駐車場の有効活用について	…	46
9 浪岡振興部 総務課		
(1) 委託料の積算に使用する見積書（見積単価）内訳の入手について	…	47
(2) 委託料の見直しについて	…	48
10 浪岡振興部 都市整備課		
(1) 納品書、請求書の日付記入について	…	49

令和3年度包括外部監査結果への措置状況について

1 令和3年度包括外部監査の概要（R4. 3. 30 包括外部監査人から報告）

(1) 監査のテーマ

持続可能な都市づくり（防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実）にかかる財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(3) 指摘事項及び意見

事務事業担当部課名		指摘事項	意見	計
1	都市整備部 都市政策課	3	2	5
2	都市整備部 住宅まちづくり課	0	9	9
3	都市整備部 公園河川課	0	10	10
4	都市整備部 道路建設課	0	4	4
5	都市整備部 道路維持課	4	4	8
6	都市整備部 用地課	0	1	1
7	総務部 危機管理課	0	1	1
8	総務部 管財課	0	4	4
9	浪岡振興部 総務課	0	2	2
10	浪岡振興部 都市整備課	0	1	1
合 計		7	38	45

※「指摘事項」とは、青森市において措置することが必要であると判断されたもの。

※「意見」とは、施策や事業の合理化のために、改善を要望（期待）されたもの。

2 指摘事項への措置状況の概要

(1) 対応方針区分

区分	対応の内容
是正	不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善 検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの

(2) 対応方針別件数

区分	指摘事項	主な内容
是正	4 (4)	【1 都市整備部 都市政策課】2件 【5 都市整備部 道路維持課】2件
改善	3 (3)	個別 【1 都市整備部 都市政策課】1件 【5 都市整備部 道路維持課】2件
		全庁 —
改善 検討	0	個別 —
		全庁 —
相違	0	—
合計	7 (7)	

※ 指摘事項欄中、()内の数値は、是正済・改善済の件数である。

3 意見への対応
 (1) 対応方針区分

区分		対応の内容
改善	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善検討	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違		包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの

(2) 対応方針別件数

区分	意見		主な内容
改善	38	(38)	個別 【1 都市整備部 都市政策課】2件 【2 都市整備部 住宅まちづくり課】9件 【3 都市整備部 公園河川課】5件 【4 都市整備部 道路建設課】3件 【5 都市整備部 道路維持課】4件 【6 都市整備部 用地課】1件 【7 総務部 危機管理課】1件 【8 総務部 管財課】4件 【9 浪岡振興部 総務課】2件
			全庁 【3 都市整備部 公園河川課】5件 【4 都市整備部 道路建設課】1件 【10 浪岡振興部 都市整備課】1件
改善検討	0	0	—
			—
相違	0	0	—
合計	38	(38)	

※ 意見欄中、()内の数値は、改善済の件数である。

包括外部監査結果に対する措置状況一覧

《テーマ》

持続可能な都市づくり（防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実）にかかる財務事務の執行について

指摘事項及び意見の区分	指摘事項	意見	計
《1》 法規性について	3	3	6
《2》 経済性・効率性について	2	10	12
《3》 有効性について	2	24	26
《4》 目標とする指標に対する実績値について	0	1	1
合計	7	38	45

項目	包括外部監査の結果報告書					措置状況報告書			
	結果及び意見の概要 《指摘事項及び意見の区分》	記載ページ	指摘事項	意見	計	記載ページ	対応方針	実施状況	個票番号
1 都市整備部 都市政策課			3	2	5			5	
1 消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書について《1》	130	○				5	是正	○	指摘事項3
2 委託料の積算について《2》	161	○				6	個別改善	○	指摘事項4
3 乗降調査の結果報告について《3》	162	○				7	是正	○	指摘事項5
4 業務報告書の提出日の記載について《3》	162		○			8	個別改善	○	意見32
5 利用者数が著しく少ない便について《3》	163		○			9	個別改善	○	意見33
2 都市整備部 住宅まちづくり課			0	9	9			9	
1 空き家等に関する対策の実施状況報告について《3》	106		○			10	個別改善	○	意見10
2 空家対策事業実施要綱の必要性について《3》	107		○			11	個別改善	○	意見11
3 補助事業者からの決算書の入手について《2》	120		○			12	個別改善	○	意見16
4 書類の整理・保管のやり方について《2》	121		○			13	個別改善	○	意見17
5 再開発事業に関する市の要綱について《3》	121		○			14	個別改善	○	意見18
6 補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について《2》	126		○			15	個別改善	○	意見19
7 市街地再開発事業に関する市民への情報開示について《3》	126		○			16	個別改善	○	意見20
8 指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について《3》	152		○			17	個別改善	○	意見28
9 管理運営費の水準について《3》	154		○			18	個別改善	○	意見29
3 都市整備部 公園河川課			0	10	10			10	
1 「洪水ハザードマップ」外国語版について《3》	69		○			19	個別改善	○	意見1
2 くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について《3》	72		○			20	全庁改善	○	意見2
3 くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について《3》	75		○			21	全庁改善	○	意見3
4 繰越明許費の支出命令書における記載方法について《1》	81		○			22	個別改善	○	意見4
5 需用費の検収について検収日の記載がない《3》	84		○			23	全庁改善	○	意見5
6 指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について《2》	138		○			24	個別改善	○	意見22
7 第三者機関による指定管理者の決算書の監査について《2》	139		○			25	全庁改善	○	意見23
8 指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない《1》	139		○			26	個別改善	○	意見24
9 公園利用者からのアンケート調査の活用について《3》	140		○			27	個別改善	○	意見25
10 各契約の委託料支払方法について《2》	143		○			28	全庁改善	○	意見26
4 都市整備部 道路建設課			0	4	4			4	
1 流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について《3》	102		○			29	個別改善	○	意見7
2 浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について《3》	103		○			30	個別改善	○	意見8
3 流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について《1》	104		○			31	個別改善	○	意見9
4 最低制限価格制度の運用について《3》	187		○			32	全庁改善	○	意見37
5 都市整備部 道路維持課			4	4	8			8	
1 浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて《2》	91		○			33	個別改善	○	意見6
2 借受団体からの報告書の徴求について《1》	95	○				34	是正	○	指摘事項1
3 除雪機の貸付日について《1》	95	○				35	個別改善	○	指摘事項2
4 全額前払とする理由書について《2》	168	○				36	個別改善	○	指摘事項6
5 指定管理者からの適時報告について《3》	168	○				37	是正	○	指摘事項7
6 契約工期の設定について《3》	169		○			38	個別改善	○	意見34
7 駐車場利用者増加に向けた方策について《3》	170		○			39	個別改善	○	意見35
8 契約工期の設定について《3》	175		○			40	個別改善	○	意見36
6 都市整備部 用地課			0	1	1			1	
1 保守業務に係る作業記録について《3》	134		○			41	個別改善	○	意見21
7 総務部 危機管理課			0	1	1			1	
1 防災訓練や研修の実施回数目標値に対する実績値について《4》	32		○			42	個別改善	○	意見38
8 総務部 管財課			0	4	4			4	
1 ホームページにおける料金表示について《3》	112		○			43	個別改善	○	意見12
2 ホームページにおける問い合わせ先の明示について《3》	113		○			44	個別改善	○	意見13
3 事務委託料の適切な案分について《2》	114		○			45	個別改善	○	意見14
4 アウガ駐車場の有効活用について《3》	115		○			46	個別改善	○	意見15
9 浪岡振興部 総務課			0	2	2			2	
1 委託料の積算に使用する見積書(見積単価)内訳の入手について《2》	157		○			47	個別改善	○	意見30
2 委託料の見直しについて《2》	158		○			48	個別改善	○	意見31
10 浪岡振興部 都市整備課			0	1	1			1	
1 納品書、請求書の日付記入について《3》	146		○			49	全庁改善	○	意見27
合計			7	38	45			45	

※是正・改善が済んでいるものについては、「実施状況」欄に○を記入している。

◆対応区分別集計

指摘事項	意見
是正	4 (4)
個別改善	3 (3)
全庁改善	0 (0)
個別改善検討	0 (0)
全庁改善検討	0 (0)
相違	0 (0)
計	7 (7)

意見	件数
—	—
個別改善	31 (31)
全庁改善	7 (7)
個別改善検討	0 (0)
全庁改善検討	0 (0)
相違	0 (0)
計	38 (38)

※ () 内は、是正済・改善済の件数である。

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項3
担当課	都市整備部都市政策課		
項目	合規性について		
	青森駅周辺整備推進事業費(交付金)		
	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について		
指摘事項	<p>青森駅バリアフリー化設備等整備費補助金の交付にあたり、補助事業完了後に消費税等仕入税額控除額が確定したときは、補助先は「消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」(以下本事業においては「消費税額の確定報告書」という。)を、速やかに提出しなければならない旨が、補助金交付要綱に定められている。</p> <p>消費税額の確定報告書の提出状況を確認したところ、補助事業者2者のうち、1者について入手がされていなかった。補助先は消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付申請、実績報告を行っており、補助金の返還額はゼロである。補助金の返還額がゼロであったとしても、補助金交付要綱に消費税額の確定報告書の提出が明記されている以上は、速やかに提出するように促す必要がある。</p>		
掲載ページ	130		
対応	対応方針	是 正 【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「消費税額の確定報告書」の提出が未提出だった補助先は、消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付申請、実績報告を行っていたため、同報告書の提出は必要ないものと認識し提出しなかったものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今回のご指摘を受け、補助事業者に対して速やかに同報告書の提出を求めました。</p> <p>今後は、要綱に提出すべきものと定めている書類について、提出状況をチェックリストで確認する等の体制を整えることとします。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項4
担当課	都市整備部都市政策課		
項目	経済性・効率性について		
	バス路線再編事業		
	委託料の積算について		
指摘事項	<p>市では、委託契約の前段階で委託設計書を作成し、委託料の積算を行っているが、その中で直接経費の運行案内費の項目において、回数券の作成にかかる費用を見込んでおり、委託契約7契約の全ての契約において回数券の数量を1,600セット分、金額を220千円として積算している。ここで、回数券1セットの販売を1,000円とした場合（回数券の販売金額で一番低額のもの）、委託設計書上は、市バス全体で、7契約×1,600セット×1,000円＝11,200千円の回数券売上を見込んでいることになる。しかし、令和2年度の市バスの回数券売上は、3,999千円であり（この回数券売上には販売金額3,000円、5,000円の回数券も含まれる）、回数券の作成にかかる費用の積算は過大であると言わざるを得ない。委託設計書の作成にあたっては、実績数値として把握できるデータや、簡易的に推定できる数量、単価、金額等から、当初設定した数量、単価、金額を見直す必要がないか検討を行うことが必要である。</p>		
掲載ページ	161		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市市バスは、利用者数が少なく、市営バスにおいて、運行するには採算性の観点から維持が困難である路線について、地域住民の足として確保することを目的に、平成23年度から順次、検討を進め、民間バス事業者（3者）への委託による運行を行うこととしたものであり、現在、10路線を運行しています。</p> <p>運行に当たっては、民間バス事業者が所有するバス車両により運行しており、当該車両に設置している運賃箱は市営バスのバスカードに非対応であったことから、市営バスのサービス水準と同等のサービスを提供するため、市営バスが販売していたバスカードと同じプレミア率の回数券を紙媒体で発行・販売し、地域住民の皆様にご利用いただいていたました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和4年3月5日から、市営バスとともに、青森市市バスにおいても、地域連携ICカード「AOPASS」を導入したことにより、紙媒体の回数券の販売を終了しています。</p> <p>このことから、令和4年度の委託設計書における回数券作成にかかる経費は計上せず、委託契約を締結しています。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項5
担当課	都市整備部都市政策課		
項目	有効性について		
	バス路線再編事業		
	乗降調査の結果報告について		
指摘事項	<p>本事業の委託仕様書の中で、受託者は乗降調査を行い、市に調査結果を報告することが定められている。乗降調査の調査結果の書類を閲覧したところ、受託者1者において、令和3年2月13日(土)～2月16日(火)の4日間にわたって乗降調査を実施していたが、受託者が市に提出した乗降調査の調査結果は、2月13日(土)、2月14日(日)、2月15日(月)の3日分であり、平日1日、土曜日曜2日に関するものであった。委託業務完成検査時に、委託仕様書に基づいた業務が行われているかを判断するであろうが、この提出された乗降調査の日付については、市から受託者に指摘して提出を改めてもらうべき事項であり、今後はこのようなことが起こらないように留意すべきである。ちなみに、監査実施期間中に、2月16日(火)の乗降調査の調査結果が提出されていることを確認済である。</p>		
掲載ページ	162		
対応	対応方針	是正 【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>乗降調査については、バス利用者数の利用状況を把握するため、「利用者数(便毎、定期券などの支払区分毎、一般・高齢者・障害者・小学生の区分毎)」及び「利用者の乗車・降車バス停」について、「積雪期以外」と「積雪期」の各3日間(平日2日、土曜日曜のうちいずれか1日)ずつ行うことを委託仕様書に明記しています。受託者からの報告書提出の段階では、委託仕様書に明記している調査日と齟齬が生じていたことは把握していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>不備発覚後、乗降調査結果について受託者に対して確認したところ、平日2日、土曜日、日曜日の合計4日間にわたって調査を実施していたため、再度提出を求めました。今後は、受託者・委託者の双方で齟齬が生じないようこれまで以上に綿密に協議するとともに、その概要を作成の上、双方で共有し、再発防止に努めていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見32
担当課	都市整備部都市政策課		
項目	有効性について		
	バス路線再編事業 業務報告書の提出日の記載について		
意見	<p>本事業の委託仕様書の中で、受託者は業務報告書を作成し、市に提出することが定められている。 この委託業務は複数の事業者が受託しているが、業務報告書の綴りを閲覧したところ、業務報告書の日付について、同一人物の筆跡であることが窺えた。この点について担当課に確認したところ、業務報告書は通常、月末を締切日とし、翌月上旬に受託者から送付されるが、業務報告書の日付が空欄の状態を受託者から提出され、市の担当課において、例えば、4月分であれば4月30日といったように、月末の日付を加筆している状況であった。受託者の業務処理として、月末締切日の業務報告書が翌月上旬に作成、提出されるのは、通常のことであり、業務報告書の日付が翌月上旬の日付になったとしても、何ら問題のないことである。逆に、同一人物の筆跡で月末の日付を加筆することのほうが、受託者が複数月の業務報告書をまとめて提出し、それを市が受け入れているのではないかという疑念さえ生じかねない。業務報告書の日付については、各受託者に実際の提出日を記載させるよう徹底すべきであろう。</p>		
掲載ページ	162		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>業務報告書については、「利用者数(日毎、便毎)」「運賃収入額」「周知活動の実施状況」について、毎月末日を締切日とし、受託者が委託者へ提出することを委託仕様書に明記しています。 業務報告書の提出については、担当課への持参または郵送となっていますが、日付が未記載の場合は受領後に担当課職員が加筆していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>各事業者に対して業務報告書提出の際には、日付の記載をするよう通知しました。 また、受領した報告書には、收受印を押印の上、同日中に課長まで呈覧することとし、業務改善を行いました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見33
担当課	都市整備部都市政策課		
項目	有効性について		
	バス路線再編事業 利用者数が著しく少ない便について		
意見	<p>受託者から提出される業務報告書の中で、市バスの各路線の日毎、便毎の利用者数を閲覧したところ、月平均の利用者数が1人に満たない、著しく利用者数が少ない便が2路線、3便あった。この3便については、令和3年度も運行されている。この3便について、市の担当課に確認したところ、担当課でも著しく利用者が少ないことは把握しており、今後徐々に、地域の意見、要望を聞き入れ始めているところであるとの回答であった。この3便については、1カ月を通して利用者がいない月も散見される。運行にあたっては、市からの業務委託という形で市民の税金が投じられており、利用者が著しく少ない便については、継続的に利用者数の推移を注視しながら、地域の意見、要望を聞き入れつつ、どのように見直していく必要があるか、検討を継続していく必要があるだろう。</p>		
掲載ページ	163		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市市バスは、利用者数が少なく、市営バスにおいて、運行するには採算性の観点から維持が困難である路線について、地域住民の足として確保することを目的に、平成23年度から順次、検討を進め、民間バス事業者(3者)への委託による運行を行うこととしたものであり、現在、10路線を運行しています。</p> <p>また、現在の10路線については、平成23年度から平成24年度にかけて、開催した住民懇話会における地域住民の意見を集約し、現行の運行系統及び時刻になったものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>ご意見のあった2路線、3便のうち、1路線2便については、本市としても課題として認識しており、令和元年度から、当該地域の町会長と情報共有し、今後の運行系統及び時刻などについて意見交換しているところです。</p> <p>青森市市バスにおける運行系統及び時刻の見直しについては、ご利用いただいている方への影響があるため、利用者の利用実態及びご意見等を踏まえるとともに、費用対効果を勘案し、慎重に検討していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見10
担当課	都市整備部住宅まちづくり課	
項目	有効性について	
	放置危険空き家対策事業	
	空き家等に関する対策の実施状況報告について	
意見	<p>空き家対策については、青森市総合計画の中で課題として掲げられ、第5章の10の施策の1つとして対策が取り上げられており、重要施策として位置づけられている。しかしながら、事業設定しているのは、空家バンク事業と本事業の2つであり、予算規模としても極めて小規模な事業である。</p> <p>小規模な事業とはいえ、世の中の注目度や市ホームページにおける市民の声に耳を傾けると、空き家対策に関する実施報告について市民に対して公表することが必要と考える。他の自治体における空家等対策の実施報告状況をみると、年度毎に小冊子の作成やホームページにより市民に対して公表している。つまり、空家対策の計画の進行管理、社会経済情勢の変化や市内の現状等を踏まえつつ、青森市空家等対策計画の実施状況についてPDCAサイクルの視点から情報公開することの重要性について提案したい。</p>	
掲載ページ	106	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>本市の空き家対策については、令和2年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「青森市空家等対策計画」を策定し、計画的に進めており、空き家等の発生予防・抑制や利活用の推進、適切な管理の啓発について考慮・検討していただくため、「空き家・空き地バンク事業」や「空き家・空き地対策に関する特例措置の紹介」について本市のホームページに掲載しています。</p> <p>空き家対策の目標としては、青森市総合計画においては空き家バンク登録数、青森市空家等対策計画においては空き家バンク利活用件数、空家等に関する相談事案の解決率を設定しています。</p>	
今後の改善予定等		
<p>青森市空家等対策計画の実施状況の報告については、本市のホームページに掲載している取組に加え、令和4年6月30日に管理不全な空家等への対応の流れを追加しました。</p> <p>また、今後、青森市空家等対策計画における目標値である「空家バンク利用件数」と「空家等に関する相談事案の解決率」を掲載します。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見11
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	有効性について		
	放置危険空き家対策事業		
意見	空家対策事業実施要綱の必要性について		
意見	<p>本事業においては、空家対策事業の実施に関する要綱が作成されていない。市の説明によれば、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年11月)があるため、「空家対策事業実施要綱」の作成について必要性を感じていなかった。</p> <p>しかしながら、法律に規定されていても実務を推進するうえで取り扱い方針やより具体的な基準が要綱に明確に定められていれば、事務処理を推進するうえで効率的かつ有効な事務処理を行うことができる。</p> <p>これまで本事業の取り扱い件数は極めて少ないが、今後益々増加する傾向にあることについては論を待たないと言える。このような視点に立って空家対策事業に関する要綱の作成について検討を図ることは有意義であると言える。</p>		
掲載ページ	107		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市の空き家対策については、令和2年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく「青森市空家等対策計画」を策定し、計画的に進めております。</p> <p>計画の実施に当たっては、国が示した「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針」及び「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針を参考としています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>空家対策を効率よく進めていくため、事務処理上必要と思われる事項をピックアップし、事務処理マニュアルを作成することとしました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見16
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	経済性・効率性について		
	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)		
	補助事業者からの決算書の入手について		
意見	<p>令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱によれば、第6条(補助金の交付の条件)(4)に次のように記載されている。</p> <p>(4)補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならないこと。</p> <p>本事業は進行中の事業であるが、上記の要綱の趣旨からみて進行中においては少なくとも補助事業者から終了した事業年度の決算書を入手し内容を分析して、特に本事業との関係において問題がないかどうかを確認しておかなければならないと解する。つまり、補助金の交付にあたり、補助金交付団体の財務内容の検証が必要であり、もし問題があれば、関係者に対する事情聴取や補助事業の経費の収支に関する帳簿の閲覧等を通じて処理の適正性を確かめなければならない。</p>		
掲載ページ	120		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、令和元年度から補助金を交付している事業であり、これまで、本市の補助要綱第6条(4)において「補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保管しなければならないこと。」としていることから、毎年度、書類の有無については確認してきたところです。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>過去において補助金を交付した時点の、令和元年9月30日現在、令和2年9月30日現在、令和3年9月30日現在の決算書と登記簿謄本を徴取し、補助事業の施行中の内容を確認しました。 今後も、毎年度、補助事業が完了するまで徴取し、内容を確認します。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見17
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	経済性・効率性について		
	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助) 書類の整理・保管のやり方について		
意見	<p>本事業である「新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)」と「中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助金)」の二つの事業に共通する提言であるが、この二つの事業は、青森市公文書(作成年度)令和02年度、(保存年限)5年、(引継年度)令和04年度、(廃棄年度)令和08年度、(件名)再開発関係綴、(所管)都市整備部住宅まちづくり課として、3つのバインダーに綴り込まれていた。</p> <p>このようなファイリングによって確実に効率的な業務が遂行できていると言えるであろうか。ファイリングについて、担当者だけがわかればよいというものではない。たかがファイリングと侮ってはならない。誰がみても、わかり易い資料のファイリングが取りも直さず誤りの防止や効率的な仕事が遂行できる前提条件となることは議論の余地がないと思う。</p>		
掲載ページ	異なる事業の書類に関する整理、保管については、事業毎に行うことを提言したい。		
121			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市の優良建築物等整備事業については、国土交通省の補助金を活用しており、国の補助金の交付等に関する事項を定めた「市街地再開発事業等補助要領」において、優良建築物等整備事業は市街地再開発事業と総称される事業に掲げられていることから、本市においても、市街地再開発事業等補助金交付要綱の対象となる事業として取り扱ってきており、再開発関係綴に2つの事業をまとめてファイリングしていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和4年度分から、「再開発関係綴」、「中新町山手地区第一種市街地再開発事業綴」、「新町一丁目地区優良建築物等整備事業綴」の3つに分けることとします。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見18
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	有効性について		
	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助) 再開発事業に関する市の要綱について		
意見	<p>本事業である「新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)」(以下「A」という。)と「中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助金)」(以下「B」という。)の二つの事業に共通する提言であるが、市の要綱の取り扱い、補助対象経費及び補助金の額についてAとBの事業とも同じ要綱(令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱)で処理している。</p> <p>しかしながら、国土交通省の取り扱いでは、優良建築物等整備事業については「優良建築物等整備事業制度要綱」が規定され、市街地再開発事業については「市街地再開発事業等補助要領」が規定されている。補助金は要綱の主要部分であり、国土交通省の取り扱いも優良建築物等整備事業、市街地再開発事業、それぞれの事業に対応して規定されていることから、市の要綱も都市再開発事業のそれぞれの事業に応じた要綱を作成することが必要と考える。</p>		
掲載ページ	121		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市の優良建築物等整備事業については、国土交通省の補助金を活用しており、国の補助金の交付等に関する事項を定めた「市街地再開発事業等補助要領」において、優良建築物等整備事業は市街地再開発事業と総称される事業に掲げられていることから、本市においても市街地再開発事業等補助金交付要綱の対象となる事業として取り扱ってきたところです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>優良建築物等整備事業と市街地再開発事業の補助金の交付に関する事務を明確に区分するため、令和4年度から「令和4年度優良建築物等整備事業補助金交付要綱」と、「令和4年度市街地再開発事業補助金交付要綱」に分けて制定しました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見19
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	経済性・効率性について 中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助) 補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について		
意見	補助申請額の提出にあたって、添付されている補助申請額の計算(令和2年度の実績額内訳)において建築物除却費、補償費等、共同施設整備費の計算は特殊な計算が行われているが、この事実について書面上明らかとなっていない。 市としては補助申請者に対して、注釈等により特殊事業による計算である旨の記載を要求するなど、申請受付時における正当なる注意義務をもって事務処理にあたらなければならない。また、書類の記載にあたっては、透明性、明瞭性の視点からも改善が必要である。		
掲載ページ	126		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 本事業は立地適正化計画に基づいて行われる事業であり、建築物除却費、補償費等については、対象事業費が1.35倍となっていること、共同施設整備費については、割増対象であり、階数に応じた乗率0.26によって計算されていること等の算定根拠が、補助金申請書類に含まれていませんでした。		
	今後の改善予定等 令和4年度以降の補助金申請書類の作成にあたっては、各種経費について、計算過程や算定根拠を明確にするよう指導します。		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見20
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	有効性について		
	中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)		
	市街地再開発事業に関する市民への情報開示について		
意見	<p>本事業は人口減少下のまちづくりについて、駅前という「拠点」を再生することで地域経済が活性化し、固定資産税、法人住民税等の税収が増え、市の魅力が増すことで市がその便益を享受することになり、補助金の交付について正当化が認められることになる。このような視点で本事業の市民への広報活動を見てみると、市街地再開発事業についての説明や現在進行中の都市開発事業の説明について、市民への情報提供が必要と考える。</p> <p>市のホームページでは、社会資本整備総合交付金に関する説明があるが、市街地再開発事業や現在進行中の都市開発事業の説明が乏しい。再開発事業が終了した後に市民への還元がもたらされるとはいえ、国の補助金を受けながらも市の財源を支出して事業が進捗していることから、市民への情報提供についての改善が必要と考える。</p>		
掲載ページ	126		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	現在進行中の再開発等の事業について、市のホームページに掲載していませんでした。		
今後の改善予定等			
令和4年5月2日から、「新町一丁目地区優良建築物等整備事業」と、「中新町山手地区第一種市街地再開発事業」について、市ホームページに掲載しました。			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見28
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	有効性について		
	市営住宅管理運営事業 指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について		
意見	<p>青森市営住宅指定管理者の決定に際しては、応募者から事業計画書(「青森市営住宅等指定管理業務収支予算表」を含む)の提出を受け、「指定管理者選定評価委員会」の選定審査を経て、最終的に議会承認で決定される。</p> <p>指定管理者から提出された事業計画書に記載されている管理運営費(指定管理業者の実質的な利益部分)は年額600千円とされているが、実際には管理業務のうち修繕費について、指定管理者のグループ企業が窓口となって実際に修繕工事を行う各業者に発注を行っている。</p> <p>事業計画書及び事業報告書(「青森市営住宅等指定管理業務収支表」を含む)に記載された修繕費計上額は上記グループ企業からの請求額であるが、住宅まちづくり課では修繕業者の請求書等までは確認することはなかったとのことである。</p> <p>住宅まちづくり課の担当者に、修繕取引の一部について修繕業者からグループ企業へ発行された請求書を確認してもらったところ、グループ企業から指定管理者へ発行した請求書とは金額が相違していたとのことである。</p> <p>従って、指定管理者選定評価委員会及び議会が認識している額以上に、指定管理者及びグループ企業へ利益が発生している可能性が高いといえる。なお、指定管理者が修繕工事取引の業者選定等をグループ会社に委託していたこと自体、仕様書上は問題にはなることはなく、第5条第2項であらかじめ書面による施設設置者の承認を得ること、第5条第3項でその場合はすべて指定管理者の責任において行う旨定められているだけである。</p> <p>問題となるのは、そのような状況が長期間看過されたままになっていたことであろう。</p> <p>今後、例えば以下のような改善を行うことが必要となると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業計画書」において、グループ企業に発生する利益予定額も明示すること。 ・月次で提出される「業務報告書」及び年次で提出される「事業報告書」にも同様の情報(確定利益額)を明記すること。 		
掲載ページ	<p>152</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課は、定期又は不定期に実際の修繕業者の請求書の内容を確認すること。 		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>指定管理者が行う修繕に係る経費については、指定管理料の範囲内で指定管理者が作成した「事業計画書」に基づくものであるため、これまで、指定管理者のグループ企業に係る収支について確認していませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和4年度から、請求書等の関係資料の聴取について指定管理者と協議し、グループ企業の収支状況の確認に努めていきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見29
担当課	都市整備部住宅まちづくり課		
項目	有効性について		
	市営住宅管理運営事業 管理運営費の水準について		
意見	<p>事業計画書及び事業報告書に記載されている管理運営費600千円は、あまりに低額であると思われる(意見28で述べたグループ企業において発生している利益部分は考慮していない)。 事業報告書の市指定管理料収入を売上高、管理運営費を営業利益と見做すと、令和2年度においては0.54%という水準となる。 確かに指定管理者制度を採用することにより、コスト低減が実現され、かつ指定管理者側も各種ノウハウを享受でき、またそれを実施する副次的な効果もあると思われるが、市場経済や統計値を度外視した利益水準で指定管理者に業務を委託することは、指定管理者からの提案という側面はあっても、市の姿勢自体が問題になる可能性もある。 つまり、指定管理者に対して業界統計値等に準じた適正な利益を確保させる業務委託でなければ、意見28のような事態も発生するだろうし、指定管理者による市営住宅管理運営の業務について継続して事業を推進しようとする、やがてどこかで山積した問題が噴出することになるだろう。また、事業計画書や事業報告書の作成については、現状に比してより透明性の確保や会計責任(アカウンタビリティ)が保持されていれば容易に管理運営費の把握がし易くなることは言うまでもない。 今後は、意見28で述べたグループ企業に発生していると思われる利益も勘案し、より適切な管理運営費水準を検討することを提案したい。</p>		
掲載ページ	154		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>市営住宅管理運営事業に係る指定管理料基準額については、人件費等必要な経費により算定しています。一方、「事業計画書」に記載されている収支予算については、市が提示する指定管理料基準額の範囲内で指定管理者が物価や賃金水準等の変動も想定した様々な経費を積算し、提案した内容であり、指定管理者の裁量によるものです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和4年度から、指定管理者のグループ企業の収支状況の確認については、指定管理者と協議していくこととしており、その状況も踏まえながら、引き続き、市営住宅管理運営事業に係る管理運営費水準の適正化を図っていきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見1
担当課	都市整備部公園河川課		
項目	有効性について		
	水防事業 「洪水ハザードマップ」外国語版について		
意見	<p>「洪水ハザードマップ」は令和2年度において内容を更新したが、外国語による「洪水ハザードマップ」は作成していない。印刷物の配付については、令和3年度において浸水想定区域に指定された区域の住民に対して行われた。</p> <p>「洪水ハザードマップ」について各国の外国語版を作成するとなるとコストの面で障壁となるが、少なくとも現在「市ホームページ」で公開されダウンロードできる日本語版「防災カード」が作成されていることから、この日本語版「防災カード」を基に英語版による「防災カード」を作成し、市ホームページ上で公開し、ダウンロードができる方法を提案したい。「防災カード」は「洪水ハザードマップ」と同一内容ではないが、「洪水ハザードマップ」の伝達すべき重要なポイントについて浸水想定区域に指定された区域の外国人に対して情報提供ができるものとする。</p>		
掲載ページ	69		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>「水害ハザードマップ作成の手引き」(平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)では、「外国からの観光客が多い地域などは、日本語版に加えて英語版の水害ハザードマップを作成することを標準とする。」「英語以外にも、地域の状況に合わせ多言語で水害ハザードマップを作成することが望ましい。」と明記されているものの、本市においては、英語版やその他の言語での「青森市洪水ハザードマップ」を作成していませんでした。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>本市に住む外国人や海外からの旅行者の方などにも配慮するため、本市ホームページにて提供しているやさしい日本語による「防災カード」に加えて、国土交通省観光庁が監修している災害時情報提供アプリ「Safety tips」※を活用することにより、災害情報や避難の心得などを提供することとしました。</p> <p>※気象特別警報等をプッシュ型で通知できるほか、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人からの情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を情報提供(英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語)しており、アプリ利用料は無料</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見2
担当課	都市整備部公園河川課	総務部契約課	
項目	有効性について		
	水路浚渫事業(請負)		
	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について		
意見	<p>本事業に係る浚渫工事の入札状況をみると、いずれの工事も最終落札は「くじ引き」により決定されている。競争入札で応札したものの、蓋を開けて見れば最終的には「くじ引き」による決定となると、競争入札の本来の趣旨から逸脱してしまうことにもなりかねない。</p> <p>入札執行票の選定理由には「…中略…不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績、地理的条件、手持ち工事の状況、技術的適性、安全管理、労働福祉等を考慮し選定した。」と記載があるが、「くじ引き」による最終落札の前に、競争入札による落札条件をさらに推し進めた競争条件をより詳細に設定した落札基準を設定して落札業者を決定する方法を将来に向けて模索することが必要と考える。</p> <p>因みに、大分県宇佐市においては、「くじ引き」によって落札決定した工事について、その手持ち数に制限を加え、制限数を超えた場合には、落札ができないものとする制度を設定している。他の自治体の対応状況を調査研究の上、現行の競争入札のなお一層の改善を図ることが必要と思料する。</p>		
掲載ページ	72		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和2年度浚渫工事の指名競争入札に当たっては、「契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の価格を設定する最低制限価格制度」を実施しました。その結果、浚渫工事4件すべてでくじ引きとなったものです。</p> <p>この結果の主な原因は、業者が積算ソフトを使用することで、最低制限価格を1円単位で算出することができ、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思料しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本市では、平成30年7月から設計金額5,000万円以上の土木一式工事に総合評価落札方式を導入し、以降、段階的に対象範囲を拡げ、令和4年4月からは設計金額1,500万円以上の全業種を対象とするなど、工事品質の確保とくじ引きの抑制に努めてきたところであり、今後も引き続き、国や県の動向、他都市の取組状況等を調査・研究していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見3
担当課	都市整備部公園河川課	総務部契約課	
項目	有効性について		
	水路護岸整備事業		
	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について		
意見	<p>各地区の排水路工事は、いずれも最終的な落札は「くじ引き」により決定されている。しかも、「くじ引き」の対象業者数は、応札業者数(辞退を除く)の80%を超える比率を占めていることに驚きを禁じ得ない。</p> <p>まさに落札できるかどうかは、“運”次第の状況といえる。この実態数値をみて、どれほど競争性が確保されているといえるであろうか。最低制限価格の周辺に吸い付くように応札業者の入札価格が集中している実態がみてとれる。</p> <p>現状における常態化した「くじ引き」入札は、最終的な落札前に価格以外の競争要因である経営状況、当該業務についての技術的適性、安全管理の状況、労働福祉の状況、品質管理等の状況、建設工事の工事成績、当該建設工事に対する地理的条件、手持ち建設工事の状況等の要因を数値によってウエイト化して取り込んだ入札制度に改善していかなければならない。</p>		
掲載ページ	75		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和2年度排水路工事の一般または指名競争入札に当たっては、「契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の制限の範囲内で落札価格の最低限度の価格を設定する最低制限価格制度」を実施しました。その結果、排水路工事6件すべてでくじ引きとなったものです。</p> <p>この結果の主な原因は、業者が積算ソフトを使用することで、最低制限価格を1円単位で算出することができ、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思料しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本市では、平成30年7月から設計金額5,000万円以上の土木一式工事に総合評価落札方式を導入し、以降、段階的に対象範囲を拡げ、令和4年4月からは設計金額1,500万円以上の全業種を対象とするなど、工事品質の確保とくじ引きの抑制に努めてきたところであり、今後も引き続き、国や県の動向、他都市の取組状況等を調査・研究していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見4
担当課	都市整備部公園河川課		
項目	合規性について		
	貴船川河川改修事業(補助)		
	繰越明許費の支出命令書における記載方法について		
意見	<p>繰越明許費は、公共土木工事などの経費で天候その他の理由で工事が遅れた場合や、地権者との間で思うように用地購入の交渉が進まず道路工事の着工が遅れた場合など、年度内支出が終わらない見込みのある支出については、議会の議決を経て予算を定め、1回だけ繰越することができるものである。</p> <p>本事業の委託料の中にも繰越明許費が12,865,539円発生しており、支出命令書をみると予算区分欄に現年度か繰越分かの記載があり、繰越明許費であることが分かる。しかしながら、最も重要なポイントである「どのような理由で繰越明許費として処理するのか」というその根拠の妥当性に関する記載については、当年度の書類を見た限り記載はない。</p> <p>繰越事由が分かるのは、前年度における3月補正において繰越申請時の書類のみである。この時点において繰越申請が行われ、国・県の承認を得ている。</p> <p>情報の透明性の確保や文書化による情報開示という視点からみると、前年繰越分の繰越明許費について当年度の支出命令書にも理由の開示が必要と思われる。その理由は、以下のとおりである。</p>		
掲載ページ	<p>①繰越明許費は例外的な取り扱いにより繰り越される科目で、2つの年度に跨って処理される。</p> <p>②当年度の関連資料に記載されることで、繰越明許費とした理由が引き継がれ、情報の透明性が確保される。</p>		
81			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業の令和元年度当初予算としては、工事や用地補償関連の費用のため51,366,000円を計上していましたが、事業を進める中で、「用地買収の交渉に伴い、相続人の決定に時間を要し用地の取得が遅延したこと」や「関係機関との協議に不測の日数を要したこと」などから、委託料12,865,539円のほか、補償費や公有財産購入費など計19,815,596円を、令和2年度予算へ繰り越しました。</p> <p>令和2年度、当該事業の業務委託執行に当たり、契約執行伺及び支出負担行為並びに支出命令等の決裁の際には、繰越明許や現年度といった予算区分の記載はあるものの、繰越明許費とした理由についてはこれまでも記載していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、当該事業において繰越明許費の予算を執行するに当たっては、繰越申請に係る理由書等の文書を添付し、繰越明許費とした理由が容易に把握できるよう努めていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見5
担当課	都市整備部公園河川課	総務部総務課	
項目	有効性について		
	貴船川河川改修事業(補助)		
	需用費の検収について検収日の記載がない		
意見	<p>「3.事業費の当初予算と実績額 令和2年度の決算額の主な内容」において示した需用費には、コピー用紙、カラーコピー代、書籍代、作業服代等が含まれている。納品時における検収をみると納品書に検収立会いを行った主査や技師の職名と氏名のゴム印と押印があるが、立会時の日付記入又は日付印の押印がない。</p> <p>現在の検収制度について調査してみると、会計検査院による会計実地検査及び市独自の事務費の執行状況に関する調査の結果、不適正な経理処理の状況が指摘・確認されたことを受け、平成22年3月17日に「物品購入に係る納入確認体制の強化について」(青市会第127号)として会計課長、人事課長、契約課長の連名により、各課・各機関の長に対して通知されたものである。</p> <p>この通知の内容をみると、納品の確認については二人一組(発注者と異なるチームの職員)での確認という厳格な検収制度となっているが、納入日については受入検収側としての市による自ら納品日(検収日)を記載する又はデータ印を押印する行為を要求していない。内部統制の観点から日付の問題は重要な要素であり、発注担当と発注担当者とは異なるチームの職員が納品確認をして検収日(納品日)を記載する又はデータ印を押印することは内部統制上において強いコントロールとなる。</p>		
掲載ページ	84		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>物品購入に係る納入時においては、納入確認体制の強化のため、平成22年3月17日付けで発出した、青市会第127号(物品購入に係る納入確認体制の強化について)に基づき、納入日と同一の日付が記載された納品書を事業者から徴取するとともに、複数の職員で納入確認の上、徴取した納品書に確認者それぞれの職名・氏名の記載と押印を行うことで、物品の納入確認の徹底を図ってきました。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>当該通知では、物品の納入に当たり、納品確認を行った発注担当者及びこれとは異なるチームの職員である納品確認者は、納品書の余白に職名・氏名の記載及び押印を行うこととしており、納入時(納入日)に確認した上で職名・氏名の記載及び押印を行っているところです。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き当該通知をグループウェア内のライブラリに掲載するほか、フォーラム(同グループウェア内)も活用しながら、納入日及び納入確認日も含めた厳格な納入確認を行っていきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見22
担当課	都市整備部公園河川課		
項目	経済性・効率性について		
	公園施設管理事業		
	指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について		
意見	<p>指定管理者である特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループの令和2年度の収支報告書をみると、増減額の大きな項目に関して、その増減理由が記載されていない。</p> <p>収支報告書の増減分析を行うことで指定管理料の積算方法が適正であるかが分かり、また、指定管理業務が適切に運営されているかが評価できることから極めて重要であることを認識していただきたい。</p> <p>そのためには予見できる要因を取り込んだ予算設定と決算書数値の十分な検証が行われなければならない。</p> <p>予算額ならびに決算額について、特殊事情があったならばこのことを記述しなければ、収支報告書の読者は、どのようにして理解することができるであろうか。現状における収支報告書の記載は不親切なものとなっていないだろうか。</p>		
掲載ページ	138		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市都市公園指定管理業務の管理運営業務に係る収支の状況については、「青森市都市公園の管理業務に関する協定書」において、収支の状況を年度末業務終了後に報告することとしており、増減があった場合の理由等については口頭で確認し報告書への記載は求めなかったため、令和2年度の収支報告書の電気料と上下水道料の増(減)についてその原因等を記載していませんでした。</p> <p>指定管理基準額については「青森市都市公園の管理業務及び使用料収納事務に関する覚書」において、年度末の業務終了後、精算残金が生じた場合は返納することとしており、その精算対象である維持修繕費と光熱水費については、決算において増減額が生じた場合は要因等を検証し、次回の指定管理基準額算出時にはその要因を踏まえ基準額を設定しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和4年度から8年度までの指定管理基準額は直近5年間(令和29年度～令和3年度)の実績をもとに、予算額増減の要因等を十分検討した上で、指定管理基準額を設定しました。</p> <p>収支報告書内の予算額と決算額の乖離については、その内容を明確化し収支報告書の読者が容易に理解することを目的に、令和4年2月9日に新たに締結した指定管理業務協定書にて、収支報告書内にその増減理由を明記することを記載し、令和4年度から8年度までの指定管理業務協定書を締結しました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見23
担当課	都市整備部公園河川課	企画部財政課
項目	経済性・効率性について 公園施設管理事業 第三者機関による指定管理者の決算書の監査について	
意見	指定管理者の監査は、青森市監査委員が行っており、第三者による監査は行われていない。指定管理者は顧問の税理士から監査証明書を入手して市に提出しているが、この内容をみると決算書は総勘定元帳、預金残高証明書、証憑書類と照合した結果、正しいという意見表明の書類である。 しかしながら、委託料の金額が約90,000千円の金額であることから考えると、第三者機関による簡易な監査を検討することも一案であることを提言したい。指定管理者の財務の信頼性を担保することは、指定管理者の委託料を適正にすることからも重要である。	
掲載ページ	139	
対応	対応方針 全庁改善 【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯 公園の指定管理者は、「青森市都市公園の管理業務に関する協定書」第15条により、経理の明確化が義務付けられているため、これまでは顧問の税理士の監査証明書を市に提出し、経理が適正に処理されていることを明確にしています。	
	今後の改善予定等 本市では、指定管理者候補者選定に当たり、審査項目の一つに「財務の健全性」を掲げ、学識経験者、財務等に識見を有する税理士等で構成される指定管理者選定評価委員会において審査し、財務の健全な事業者を指定管理者候補として選定しています。 また、指定管理業務開始後は、毎年、施設所管課によるモニタリング調査(管理運営状況の聴取や実地調査)として、指定管理者が協定・仕様書等に従い、適正かつ良好な施設管理運営を行っているかどうか、事業報告書等に基づいて確認・検証を行うとともに、指定管理者の団体の財務状況についても確認を行っています。 さらに、課題が見受けられる指定管理者については、第三者委員会である指定管理者選定評価委員会において、より客観的な視点から検証・評価を行うこととしています。 本市ではこれらを通じて、施設の安定した管理運営が図られるよう、引き続き、適切に対応していきます。	

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見24
担当課	都市整備部公園河川課		
項目	合規性について		
	公園施設管理事業		
	指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない		
意見	<p>市は指定管理者に対し再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を指定管理者から入手していない。</p> <p>市は指定管理者から再委託の承認申請について、協定書第5条第2項の規定に基づき業務名、業務内容、委託期間、受託者を記載した一覧表を入手している。</p> <p>しかしながら、委託業務の管理や統制機能の視点からみた場合に再委託先契約書を取り寄せ、事前承認した委託先や業務内容等が再委託契約書と合致しているかどうかを確認し、また、再々委託が行われている場合には、契約内容について合理性が認められ、不適切な契約となっていないことを確認することが必要である。</p>		
掲載ページ	139		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市都市公園指定管理業務については、指定管理者と締結した「青森市都市公園の管理業務に関する協定書」において、第三者委託については施設管理者の承認を受けることとしており、毎年の覚書締結時に業務名、業務内容、委託期間、受託者を記載した一覧表をもとに承認をしていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>指定管理者と再委託先との契約状況の確認について、施設管理者がその契約状況を確認することで委託業務の管理や統制機能を把握することを目的に、令和4年2月9日に新たに締結した指定管理業務協定書にて、再委託先との契約書等の写しの提出について記載し、令和4年度から8年度までの指定管理業務協定書を締結しました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見25
担当課	都市整備部公園河川課	
項目	有効性について	
	公園施設管理事業	
	公園利用者からのアンケート調査の活用について	
意見	<p>指定管理者は、公園管理運営に役立てる一環として公園利用者からアンケート調査を実施している。アンケート調査は、新青森駅前公園と戸山中央公園の2つの公園を除く13の公園を対象とし、期間は8月6日から9月22日まで実施した。</p> <p>公園利用者から生の声を聴くことは、とても重要なことであり、13の公園で総勢85人に対して夏の期間にインタビューしてもたらされた貴重なデータである。</p> <p>予算措置との関係からアンケート結果の要望について、すべて対応できるものではないことは承知をしているが、アンケートの結果、いろいろな意見が出ており、公園利用者の声が発せられたなかの何を取り上げて活動に役立てるのか、あるいは現状では予算との関係で採用できないとか等について指定管理者として意見を総括して、今後の公園管理業務に活用されたい。</p>	
掲載ページ	140	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯	
	<p>青森市都市公園指定管理業務において、指定管理者が公園管理運営に役立てる一環として公園利用者から、公園の利用目的や滞在時間、来園頻度や公園利用に関する感想等について、アンケート調査を実施しました。</p> <p>アンケート調査の結果として、清掃や草刈りなどの日常管理に対する意見のほか、利用者のマナーに対する意見、遊具の新設や駐車場整備など、公園利用者の観点から様々なご意見をいただいております。これまで清掃や草刈りなどの意見については、できる限り速やかに対応していますが、遊具や駐車場などの大規模な施設整備については、予算の範囲内での対応となることから、意見すべてに対応できていない状況です。</p>	
今後の改善予定等		
<p>指定管理者が自主事業として行ったアンケート調査結果の活用については、意見内容を十分に把握することにより、良質な公園管理運営に反映できるものであることから、アンケートでいただいた意見をとりまとめ、対応方針を整理することとし、対応可能な項目から対応していきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見26
担当課	都市整備部公園河川課	総務部総務課	
項目	経済性・効率性について		
	公園樹・街路樹等維持管理事業		
	各契約の委託料支払方法について		
意見	<p>同一の委託内容であってもエリア別又は路線別に契約を細分化している場合には、委託先が複数になることもあり、委託料支払回数も契約内容によって様々なパターンがある。</p> <p>りんご鉢植維持管理業務、青森駅前植栽維持管理業務、新青森駅前植栽維持管理業務については、委託料支払回数は冬季間の1～2月を除いた各月の10回で、かつ定額で支払われており、各回支払事務が発生している。特にりんご鉢植維持管理業務は毎月67千円の委託料のために支払事務を行っており、効率的ではないと見受けられる。</p> <p>現状、青森市財務規則によると、概算払(第73条)及び前金払(第75条)が可能な取引は限定列挙されている。しかし、市の業務負担等に係る効率性を考えると、相対的に少額な事業については、事業実施の有効性を担保しつつ、より全体的(市及び事業者)に事務コストを削減する工夫が必要であると考えます。</p>		
掲載ページ	上述の市の業務負担等に係る効率性を考えると、一定額未満の少額な維持管理委託契約を対象として、前金払による支払いについても検討することが望まれる。		
143			
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>りんご鉢植維持管理業務、青森駅前植栽維持管理業務及び新青森駅前植栽維持管理業務については、青森駅前や新青森駅前など、本市の玄関口の植栽等を管理する業務です。</p> <p>これらの業務委託は、いずれも、委託期間をR2.4.1～R3.3.31の1年間としておりますが、美観を保つことを目的としていることから定期的な検査を行うこととしており、業務契約時に契約先との協議をした上で、委託料の支払いを4～12月、3月の10回に分割して行ってきたところです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>地方公共団体における契約代金の支払は、相手方の給付の後においてなすことが原則とされていますが、この例外の一つとして前金払をすることができるとされており、地方自治法施行令第163条第2号の規定により、委託費(料)は前金払できる経費とされています。</p> <p>前金払の実施に当たっては、相手方の確実な業務の履行を確保し、市が不測の損害を被ることのないよう十分に注意する必要があることから、引き続き、各業務の目的・内容等により、これらを見極めながら適切に対応していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見7
担当課	都市整備部道路建設課		
項目	有効性について		
	流雪溝整備事業(佃地区:単独)、(佃地区:交付金)、(篠田地区:単独)、(篠田地区:交付金)、(交付金:浪岡) 流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について		
意見	<p>流雪溝の整備には、河川水・温泉排湯・下水道処理水等の水源が確保できること、整備の支障となる道路に埋設物がないこと、受益者である地域住民が管理組合を組織し管理運営を自主的に行えることなどの条件が整うことが必要となる。</p> <p>住民要望はありつつも、予算等の制約から、将来的に短期にて全ての対象地区に流雪溝を整備することは現実的には厳しい状況にあるといえる。</p> <p>ここで論点となるのは、市はどのような優先順位にて流雪溝整備対象地区を選定しているかという点である。直近の平成30年度に流雪溝設置に着手した篠田地区については「篠田地区融流雪溝整備事業の経緯」という文書にて『道路建設課で次期整備地区を検討した結果、篠田地区に着手することにした。選定理由としては、流・融雪溝の整備は東部が多いため、東西のバランスから西部を対象とし、篠田地区は青森駅西口に面し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域であるため優先度が高いと判断した。』と説明している。</p> <p>しかし、当該説明は篠田地区へ流雪溝を整備する有効性・必要性を説明するに過ぎず、他地区と比較して篠田地区を優先する理由とはなり得ない。</p> <p>今後の整備地区選定にあたっては、地区毎の交通量、歩行者数、住民数、世帯数、高齢者数、生徒児童数、積雪量、他の排雪方法の有無、住居密集度、水源確保の十分性、都市機能誘導区域への該当、地域住民の協力体制等の客観的なデータを横並びで相対的に比較・整備順位を明確化し、事後的に市民へ選定理由を明確に説明できるような体制の構築が求められる。</p>		
掲載ページ	102		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市では、令和2年度に策定した青森市雪対策基本計画において、雪に強く住みよいまちづくりを推進するための取組の一つとして流・融雪溝の整備を進めており、整備にあたっては、①十分な水源が確保できること、②地表勾配や流末が確保できること、③地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理・運営を行うこと、を条件としています。</p> <p>これまでに、同計画において青森地区における流・融雪溝整備可能地区として選定した15地区のうち、7地区の整備が完了し、現在は、8地区目の佃地区と9地区目の篠田地区の整備を進めていますが、篠田地区を選定した理由は、地域間のバランスや当該地区が都市機能誘導区域及び居住誘導区域であるためです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>今後の整備地区選定にあたっては、上記の3条件の再調査も含め、ご意見にあった客観的なデータ等を総合的に比較・検討することで、市民へ明確な説明ができるように努めていきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見8
担当課	都市整備部道路建設課	浪岡振興部都市整備課	
項目	有効性について		
	流雪溝整備事業(佃地区:単独)、(佃地区:交付金)、(篠田地区:単独)、(篠田地区:交付金)、(交付金:浪岡) 浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について		
意見	<p>市民が流雪溝を利用するためには、原則として各整備地区の利用者で構成される流雪溝管理組合(以下この項において「組合」とする。)に加入し、利用者はポンプ作動電気代や補修費等のランニングコスト(組合によって異なり年間約1,000円～10,000円程度)を負担する必要がある。</p> <p>一方、組合が組成されず行政が流雪溝の管理を行い、ランニングコストをも負担する形態(以下この項において「行政運営方式」という。)を採用する場合には、行政に過度なコスト負担が生じることになるばかりではなく、流雪溝整備地域の住民と未整備地域の住民の間で提供される行政サービスの公平性に大きな差が生じてしまうことになり問題がある。</p> <p>青森地区の流雪溝管理方式については漏れなく管理組合方式が採用されており、浪岡地区の流雪溝管理方式は今後整備するものについては管理組合方式を採用する予定であるが、過去に整備した流雪溝については行政運営方式が採用されているとのことであった。</p> <p>合併から15年になろうとしており、市の財政も非常に厳しい状況である。市全域でのサービスの公平性の確保、少子高齢環境における自助・共助のあるべき理想像を実現するため、浪岡地区において早期の組合組成及び流雪溝にかかるランニングコストの住民負担を進めるべきである。</p>		
掲載ページ	103		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>浪岡地区の流・融雪溝は、旧浪岡町時代に5地区、合併後は2地区が整備されましたが、整備後の維持管理については、旧浪岡町時代から行政が行ってきた経緯があることから、合併後も、「一市二制度」として市が7地区の維持管理を行ってきました。</p> <p>その後、青森地区との公平性を図る観点から、維持管理を利用者に行っていただくよう整備済箇所沿線の町内会に管理組合設立の呼びかけを行い、平成29年度に一部町内会において簡単な維持管理作業を行う管理組合が設立されました。</p> <p>しかし、これまで整備段階から行政が流・融雪溝を維持管理するとしてきた経緯もあり、管理組合設立について町内会側の理解を得られず、整備済箇所沿線での管理組合の設置が進んでいない状況にあります。</p>		
今後の改善予定等			
<p>管理組合の設置について、今後も、流・融雪溝設置町内会へ継続して働きかけを行っていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見9
担当課	都市整備部道路建設課	都市整備部道路維持課	
項目	合規性について 流雪溝整備事業(佃地区:単独)、(佃地区:交付金)、(篠田地区:単独)、(篠田地区:交付金)、(交付金:浪岡) 流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について		
意見	市は、地域住民により構成される組合の決算書の妥当性について監事が監査を実施した結果である監査報告書を入手していない。市と組合の間で締結した協定書によれば、市は「運用及び日常管理に関する指導監督」「大規模修繕・施設更新」に係る責任を負っている。流雪溝は市の所有であるため、当期において流雪溝になされた修繕規模を決算書にて確認すること、決算書の妥当性を監事監査報告書にて確認することは市有財産の適切な利用促進という観点から有意義である。また、組合は複数の町会により構成され、その決算規模も10,000千円程度と多額の資金を扱う組合もあり、また、近しい地域住民により構成される点からも検証がおざなりになりやすい側面もあるため、第三者の公的機関である市が監事監査報告書を入手し、監査が適切に実施されていることを確認することは不正防止の観点から一定の効果があるものと考えられる。市は、組合の監事監査報告書の入手を行う運用への変更を検討されたい。		
掲載ページ	104		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯 流雪溝の管理組合費については、かなり高額な金額を扱っている管理組合もありますが、市は、管理組合の運営には関与していない状況です。		
	今後の改善予定等 市は、流雪溝の管理組合に対して流雪溝の運用に係る補助金等の支援(支出)は行っていないことから、管理組合費の決算等に係る監査については、管理組合が必要に応じて、外部に委託する等の対応を行うべきと考えています。 今後は、管理組合で実施する修繕内容等の詳細を提供いただくなど、市も管理組合の状況を確認・把握することで、流雪溝管理組合の適正な運用が図られるよう協力していきます。		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見37
担当課	都市整備部道路建設課	総務部契約課	
項目	有効性について		
	油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)、浅虫ダム線道路整備事業(単独)、金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)、くらしの道道路整備事業(交付金及び単独)、3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)		
	最低制限価格制度の運用について		
意見	<p>本入札には18者が参加しており全社が同額となっていることから、結果的に無効者を除いて、くじ引きで抽選となっている。</p> <p>最低制限価格は4,541,260円(税込)(税抜では4,128,419円)であり、予定価格は5,203,000円(税込)のところ、全ての業者が4,128,419円(税抜)と最低入札価格と同額を提示する形となっている。これは、事前に金抜金額による仕様書を公表しており、専用のソフトを使用して積算金額を算定することで、誰が入力しても結果が一致するためであり、それでは実質的には公正な競争とはなっていない。</p> <p>最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治令第167条の10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。</p> <p>上記契約は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。</p> <p>市では過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保し、もって公共工事の品質を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用している。</p> <p>低入札価格調査制度は令和2年の改正により5,000万円以上の工事の競争入札から3,000万円以上へ基準を変更し、最低制限価格制度は同改正に伴い5,000万円未満の工事の競争入札から3,000万円未満の工事の競争入札へ基準を変更している。これ以上の金額基準の変更は事務負担からも難しいと思われるものの、公平な競争かつ市民の利益に沿った観点からは他の自治体の取り組み状況を参考とする必要がある。</p>		
掲載ページ	187		
	対応方針	全庁改善	【改善済】
対応	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和2年度の最低制限価格制度による一般競争入札を行った6件の道路整備工事については、すべてくじ引きでの落札になりました。</p> <p>この結果の主な原因は、業者が積算ソフトを使用することで、最低制限価格を1円単位で算出することができ、最低制限価格と同額の応札が可能となったためです。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>本市では、平成30年7月から設計金額5,000万円以上の土木一式工事に総合評価落札方式を導入し、以降、段階的に対象範囲を拡げ、令和4年4月からは設計金額1,500万円以上の全業種を対象とするなど、工事品質の確保とくじ引きの抑制に努めてきたところであり、今後も引き続き、国や県の動向、他都市の取組状況等を調査・研究していきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見6
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	経済性・効率性について		
	除排雪対策事業		
	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて		
意見	<p>浜町処理施設は、国、県、市(以下この項において「3者」という。)の道路管理者によって組織された青森港雪処理施設協議会(以下この項において「協議会」という。)が管理・運営を行っており、運営資金は3者からの負担金によっている。3者の管理運営費の負担額は、協議会から資金計画及び費用の内訳が提示され、これを精査した後算定される。</p> <p>これによる令和2年度の市の負担額は10,319千円であり、市は令和2年12月16日に概算払いを行っている。負担金は年度末に精算される。令和2年度においては令和3年3月29日付けで精算書が作成・市に提出され、市の負担額8,527千円が確定し、概算払いと確定額との差の精算額1,791千円は、同年4月13日に戻入されている。</p> <p>ここで、協議会が作成した精算書によれば、管理運営費のうち融雪槽内ゴミ流出防止網等設置撤去費及び周辺海域の水質調査費については令和3年3月29日時点で全く支出されていない。支払いはともにも4月になってからである。なお、これら費用に対する市の負担額は3,093千円である。従って、3,093千円については、令和2年12月に概算払いを行っていても、協議会の管理・運営に支障はなかったことになる。自治令においては、概算払いは認められてはいる例外処理であって、必ずこの方法によらなければならないものではない。精算書作成時に未払いである経費についてまで概算払いを行う必要があるのか検討が必要であろう。</p>		
掲載ページ	91		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>協議会の運営費については、新年度の運営資金を担保するため、協議会の事業計画に基づいた金額を概算払いすることによる資金をもって、運営予算とした上で委託業務の発注等を行っています。</p> <p>「ゴミ流出網等設置撤去業務委託」や「青森港本港地区水域環境調査業務委託」等の発注に当たっては、協議会として、予算執行前に予め資金を確保することから、概算払いを行っているものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>協議会としての業務委託の発注等、事業を行うに当たっては、予め資金の確保が必要であることから、協議会の運営費については、今後とも概算払いで対応することとなりますが、協議会の総会(例年7月頃開催)において事業計画の承認後、速やかに管理運営等に関する協定を締結した上で概算払いの手続きを行い、協議会の運営費を確保し、適正な予算執行を行っていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項1
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	法規性について		
	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業		
	借受団体からの報告書の徴求について		
指摘事項	<p>貸付要綱では、借受団体は除雪機を使用して行った作業の実施状況その他必要事項を市長に報告する旨を定めており、市は借受団体に対し作業週報(以下この項において「週報」という。)の提出を求めている。これに対し、週報の提出を行わない団体がある。市は週報の提出を再三にわたりお願いしているようであるが、応じてもらえていない。</p> <p>ここで、市は、除雪機については賠償責任保険及び除雪機を運転する者については傷害保険に加入しているが、除雪機を運転する者の把握は週報の提出がなければできない。この借受団体については保険加入ができないまま、除雪機の貸出が行われたことになる。</p> <p>除雪作業において不慮の事故が発生することは十分にあり得ることであり、保険の加入漏れがあってはならない。市の場合、他の多くの自治体と異なり保険料は市が負担する。それは官民一体となった雪処理の一層の促進にかなう施策であり、保険料の市民負担を軽減するものではあるが、保険の加入漏れを許す結果を招いていることも事実である。</p> <p>市は、貸付要綱に基づいて、週報の提出を強く求める必要がある。貸付要綱では、この要綱に違反したときは、借受団体に対し、除雪機の使用中止若しくは返還を命じることができる旨の規定もある。事故が発生すれば、この団体だけではなく市民に影響が及ぶ可能性がある。市の要請に従わないのであれば、除雪機の返還も検討すべきである。</p>		
掲載ページ	95		
対応	対応方針	是正	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>除雪機の貸付要綱では、除雪機の借受団体は作業週報を提出することとなり、その作業週報の報告をもって傷害保険の加入手続きを行っていますが、市から再三にわたり要請したものの作業週報を提出しない団体がありました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度は、作業週報の提出を徹底させたことにより、傷害保険の加入漏れなく事業を実施しました。</p> <p>今後も、作業週報の提出を徹底させるとともに、万が一提出しない団体があった場合には、当該団体に対し除雪機の使用中止や返還を命じるなど厳正な対応を検討していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項2
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	合規性について		
	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業 除雪機の貸付日について		
指摘事項	<p>貸付要綱によれば、除雪機の貸出期間は、12月1日から翌年3月31日までとされている。また、「冬期歩行者空間確保除雪機貸付決定通知」及び「小型除雪機使用貸借契約書（以下この項において「契約書」という。）」においても、貸出期間は12月1日から翌年3月31日までとされている。</p> <p>ここで、貸付要綱では除雪機の燃料は市が負担することとされており、燃料を販売した業者から市に対して請求書が発行される。この請求書には、給油日が記載されているが、11月中旬に給油を行っているものが複数あった（最も早い給油日は、11月17日である。）。</p> <p>市によると、借受団体への貸与除雪機の配備に時間を要するため、11月中旬頃から順次配備しており、配備される除雪機によっては、燃料が少ない場合もあることから、12月からの除雪に向けた準備として、各団体で給油をしているとのことである。市が行っている方法は現実に即したものであると思われるが、そうであれば、貸付要綱等を現実に即した記載にすべきである。</p> <p>また、指摘事項1にも記載した保険についても検討する必要がある。実際に貸付が行われれば試運転を行うこともあるであろうし、給油作業もある。保険期間開始日までに事故が発生すれば、除雪機の賠償責任保険及び除雪機を運転する者の傷害保険は適用されない。保険期間も実態に即したものにすべきではないか等について検討が必要である。</p>		
掲載ページ	95		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>降雪前に全ての貸与除雪機を全団体に配備するには一定の時間を要するため、貸付期間の開始日である12月1日以前から借受団体に順次配備しており、その際、一緒に給油伝票も配付していたことから、貸付期間前に給油した団体がありました。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>令和3年度は、借受団体に対し、除雪機の使用は12月1日以降を厳守するよう指導するとともに、除雪機の使用に伴う保険についても12月1日以降でなければ適用されない旨を説明する等、除雪機の適正使用について改めて周知しました。</p> <p>今後も、除雪機の借受団体に対し、引き続き適正使用について周知を図るとともに、より実態に即した運用が図られるよう、必要に応じて契約書や貸付要綱等の規約の見直しについても検討していきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項6
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	経済性・効率性について		
	道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)		
	全額前払とする理由書について		
指摘事項	<p>「青森駅自由通路自家用電気工作物定期保守点検業務及び官庁手続き業務委託(24千円)」について、「随意契約及び見積書を1者から徴する理由及び全額前払とする理由書(以下「前払理由書」という。)」が作成されているが、全額前払とする理由の記載が行われていない。しかしながら、支払は令和3年4月に行われており、前払は行われていない。</p> <p>つまり、前払理由書の記載がなく、前払処理も行われていない。何のための前払理由書が準備されているのであろうか。前払理由書に記載がなく、前払がなく支払いが行われているのは整合性があるということではない。</p> <p>これについて市は、委託先であるA社の内部規定により全額前払を確約することにより委託料が割引となるため前払を確約したが、同社の内部規定により、最初の検査以降でない請求書が発行できないことから請求書発行を待って支払いを行ったとする。</p> <p>市として前払を行うのであれば、前払理由書に前払を行う理由を明記しておく必要がある。また、前払理由書を作成したが、前払処理が行われなかった場合には、その変更の理由を明らかに記載しておくべきである。なお、A社に対しては、この委託業務の他に「自家用電気工作物保安管理業務委託(2,739千円)」も行っているが、前払理由書には上記に記載した前払の理由が記載されており、前払も行われている。</p>		
掲載ページ			
168			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「青森駅自由通路自家用電気工作物定期保守点検業務及び官庁手続き業務委託」は、青森駅自由通路の供用開始が、令和3年3月からであったため、令和2年度内の点検業務が1ヶ月のみ必要となったものです。</p> <p>本業務の発注に当たり、随意契約の相手方からは、全額前払いとすることにより委託料が割引になるとされたため、契約の手続きに当たり、「随意契約及び見積書を1者から徴する理由及び全額前払とする理由書」を添付していましたが、この理由書には、随意契約及び見積書を1者から徴する理由のみを記載しており、全額前払とする理由については記載していませんでした。</p> <p>また、契約後に、受託者(点検業者)から、初回の点検実施の後でなければ全額前払いの手続きができない旨の報告を受けたため、当該委託期間では、前払いを行えず、結果として業務完了後の支払いとなったものです。</p> <p>なお、受託者に対する支払額については、締結した契約に基づき、割引額を支払っています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>「随意契約及び見積書を1者から徴する理由及び全額前払とする理由書」を表題とする理由書について、全額前払とする理由を記載していないという誤りがあったことから、今後、類似の案件があった場合には、再発防止のため、担当チームの職員複数名での確認作業を徹底します。</p> <p>また、今回のように全額前払いとすることにより委託料が割引になる特別な理由による契約の場合には、金額の有利性のみならず、支払いに係る要件等についても、事前に十分な確認を徹底していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項7
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	有効性について		
	道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)		
	指定管理者からの適時報告について		
指摘事項	<p>指定管理者は、令和2年7月13日及び令和3年2月16日の消防点検において、西口駐車場の自動火災報知設備が機能障害で断線中であることを把握している。駐車場内には自動火災報知装置は4台設置されているが、その内1台が1年間使用できない状態にあったということになる。駐車場において火災が発生すれば駐車場を利用する市民に被害が及ぶ可能性もあり、火災を探知する機器は正常に機能する状態を保っている必要がある。</p> <p>市がこの事実を把握したのは、令和2年度事業報告書受領時(令和3年4月28日)である。ここで、管理業務仕様書では以下のように規定している。</p> <p>4 業務の内容 1) 駐車料金収納及び管理業務 (8) 施設管理業務 イ 管制設備等に故障が発生した場合及び駐車場内外に破損箇所を発見した場合は、書面により速やかに施設設置者に報告すること。ただし、軽微な修理については、指定管理者の負担において行うこと。</p>		
掲載ページ	指定管理者は書面により速やかに市に報告する必要があった。市は指定管理者に対し報告義務の確実な履行を行うよう求めるべきである。なお、この自動火災報知設備の補修については、市において対応中とのことである。		
168			
対応	対応方針	是正 【改善済】	
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>新青森駅駐車場の施設管理業務について、指定管理者から市に提出された令和2年度事業報告書の記載内容により、令和2年7月13日及び令和3年2月16日の消防点検において、西口駐車場の自動火災報知設備に機能障害が生じていることが判明しましたが、事業報告書が提出されるまでの間、機能障害が生じていることについて、市は把握できていませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>新青森駅駐車場の施設管理業務の管理業務仕様書において、指定管理者は、管制設備等に故障が発生した場合及び駐車場内外に破損箇所を発見した場合は、書面により速やかに施設設置者である市に報告することとしていることから、指定管理者に対し、今後、こうした場合は速やかな報告を徹底するよう強く指導するとともに、自動火災報知設備の修繕については、令和3年度に感知器の取替えを行いました。</p> <p>今後も、適正な施設管理が徹底されるよう対応していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見34
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	有効性について		
	道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)		
	契約工期の設定について		
意見	<p>維持修繕費のうち、新青森駅南口駅前広場融雪用圧縮機分解整備工事及び新青森駅西口駐車場融雪用圧縮機分解整備工事について市は、整備後の試運転調整作業において運用中における確認や調整等が必要であるため、工期を長く設定しているものであり、分解整備工事自体も降雪時期の前には終了しているとする。</p> <p>実際の降雪に対し有効に機能するかについて試運転が必要であるということは理解できる。しかし、本格的な降雪前に試運転を終了し、市への引渡を完了しておくべきものであろう。市の降雪の状況(時期、降雪量)に鑑みれば、2月12日、3月16日という工期最終日の設定については検討が必要である。また、完成検査及び引渡も工期最終日に行われている。工事が完了しているのであれば、完了し引渡が行える状態での検査、引渡を行うべきものとする。</p>		
掲載ページ			
169			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「新青森駅南口駅前広場融雪用圧縮機分解整備工事」の工期は令和2年10月21日から令和3年2月12日まで、「新青森駅西口駐車場融雪用圧縮機分解整備工事」の工期は令和2年10月21日から令和3年3月16日までと、それぞれ実際に融雪装置が稼働する降雪期を含んだ工期設定としていました。</p> <p>いずれの工事も降雪期前には、整備を完了し試験運転で正常に稼働することを確認した上で、本格的な降雪期の稼働状況により不具合等がないか判断し、また、不具合等があった場合には必要な手直し作業を工期内で行うこととして、融雪装置が稼働する降雪期を含んだ工期設定としたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の工事については、融雪装置が稼働する降雪期前に、整備工事完了・完成検査・引渡しがなされるような工期設定とするとともに、引渡し後の融雪装置が稼働する降雪期に不具合が発生した際には、受注者による確実な手直しを担保するよう、仕様書等の見直しについても検討していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見35
担当課	都市整備部道路維持課		
項目	有効性について		
	道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)		
	駐車場利用者増加に向けた方策について		
意見	<p>この事業を行うにあたっては、新青森駅駐車場の駐車料からの収入は重要な財源になっており、市の一般財源からの負担を減らすためにも、駐車料収入の増加を図る必要があるものと思われる。</p> <p>ここで、新青森駅駐車場の料金は2.事業の全体像(1)事業内容に記載のとおりである。駐車場条例においては、駐車料金の上限は定められているが基本的に時間による料金設定が定められているだけであり、例えば月極料金の定めはない。新幹線通勤を行っている利用者もいるであろうし、月極料金の設定も検討すべきではないか。なお、新青森駅周辺駐車場には月極料金を設定している駐車場もあるようであり(現在満車のような)、ニーズはあるものと思われる。</p> <p>また、現在駐車料金の精算は現金のみである(5,000円札及び10,000円札は使用できない)。現金以外の支払い方法(クレジットカード、電子マネー等)も多様化しており、キャッシュレス決済の利用は増加している。料金の支払い方法の多様化による利用者の利便性向上は、利用者増につながる可能性もある。さらに、付近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失わない範囲で回数券、プリペイドカードの導入をすることによる利用者増加の可能性を検討することも必要と考える。駐車料収入の増加に向けた施策の検討・実施が必要であると思われる。</p>		
掲載ページ	170		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>新青森駅駐車場の駐車料金からの収入は、本市の重要な財源となっておりますが、駐車場の利用については、現行では時間利用のみであり、月極利用や現金以外のクレジットカードや電子マネー等の利用も可能なキャッシュレス決済の精算方法には対応していない状況です。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本施設の整備目的は、本市の重要なアクセスの拠点である新青森駅及び周辺の利便性の向上であり、公共施設であることから、営利目的の運用とならないよう、さらには、近隣の民間駐車場の経営の圧迫とならないよう配慮する等、慎重な対応が必要と考えます。</p> <p>また、本駐車場は時間利用が非常に多く、今後においても月極利用としての駐車スペースを確保するのは難しい状況にあります。</p> <p>駐車料金の精算に係るクレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス化については、他都市の導入事例等を参考にするなど、次回の自動精算機の更新に併せ、検討していきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見36
担当課	都市整備部道路維持課	
項目	有効性について	
	道路ストック修繕事業(単独)	
意見	<p>契約工期の設定について</p> <p>変更理由書によると工期が変更された理由は、当初工期は、12月上旬の工事完成を見込み設定していたものであるが、想定していた箇所と異なる場所からの漏水も判明しその場所の特定や資材調達に不足の日数を要したことである。工事施工中に予定外の事象が発生し工期が延長される事は発生し得ることではある。結果として、融雪設備の稼働が降雪期に間に合わず令和2年度においてはこの設備を予定通り活用することはできなかったが、当初工期の設定については検討の余地があるものと思われる。</p> <p>本市においては、例えば、雪捨て場の賃貸、除排雪パトロール用自動車レンタル、自主的な除排雪の実施を希望する団体に対する小型除雪機の貸出等積雪、除排雪に係る多くの施策が12月1日から開始されている。また、この工事の実施場所は青森空港近くの県道(青森市中心部から浪岡地区に通じる県道27号線で、旧27号線と青森空港に向かう有料道路への分岐点から青森市中心部側)の工事であり、市街地にくらべ高地となっており積雪も早い。最近県外の報道でも取り上げられている青森空港のホワイトインパルスの出陣式も12月初めである。即ち、工事が実施される箇所においては12月には積雪はあるものという想定のもと工期を設定すべきではなかったのであろうか。この箇所は青森市中心部と浪岡地区を結ぶ重要な路線となっており、冬期に利用する市民も多々いるものと思われる。また、県内の温泉や津軽の地吹雪体験等県内には冬の観光資源も多く、特にコロナ禍では、青森空港からレンタカーを利用し、観光拠点としての青森市中心部に移動する観光客も少なからずいるものと思われる。</p> <p>この工事において、当初工期を12月25日とした理由について市は、融雪設備が稼働できる時期が12月1日からとなるため、稼働状況を確認しながら工事を進め、不具合がないか確認する工程を考慮したとする。また、工期は12月25日であるが、12月の初旬には工事が完了できる見込みであったとする。</p> <p>しかし、この工事について市は、令和2年4月には実施の必要性を認識していたようである。冬道の安全通行を確保するための工事であることを念頭におけば、本件工事のように積雪対応の工事については、積雪の前には余裕をもって工事を終えるような工期を設定すべきではなかったか。工期の設定が適切であったかについて検討し、今後の工期設定に生かすべきものと考え。</p>	
掲載ページ	175	
対応	対応方針	個別改善 【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>高田空港線の融雪設備の補修については、業務委託により令和2年7月から8月に実施した漏水箇所を特定するための調査結果に基づき、送水管を入替える工事を同年12月25日までの工期として、同年10月28日に契約したところ。</p> <p>令和2年12月初旬には工事を完了し、完成検査・引渡しを経て、降雪期に稼働させる予定でありましたが、工事中に当初の想定と異なる箇所からの漏水が発生し、漏水箇所の特定や資材の調達に時間を要することから、工期を令和3年3月26日まで変更(延伸)したため、令和2年度の降雪期に融雪設備を使用できなかったものです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>契約工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間等を総合的に考慮して工期を設定していますが、今後においても、工事の特性等を十分考慮し、より適切な工期設定に努めていきます。</p>	

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見21
担当課	都市整備部用地課		
項目	有効性について		
	地籍調査事業(単独)		
	保守業務に係る作業記録について		
意見	<p>当事業を進めるにあたり、所管課では地籍調査事業支援・管理システムを導入している。当該システムに関して、ハードウェア及びソフトウェアの保守を業務委託しており、これまでに受けた保守サービスの内容について所管課の担当者に確認したところ、保守サービスを受けているものの、受けた保守サービスの作業記録等を委託先から受け取ってはいないとのことであった。このような現状では、トラブル等が発生した場合、委託先がこれまでどのような作業を行いトラブルに対処したか、すぐに把握することは難しいであろう。市として過去にどのような保守を受けたのかを適時に把握し、保守業務の事後評価を可能にするためにも、保守業務の成果物として作業記録等を委託先から受け取ることが必要である。</p>		
掲載ページ	134		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>地籍調査事業支援・管理システムについては、年間を通してシステムを常に正常に動作させるため、受託業者により保守作業(定期的なメンテナンス、エラー発生時の緊急対応、バージョンアップ作業等)を行っております。保守業務の内容については、地籍調査業務担当職員と受託業者が打合せにより決定し作業を行っており、作業記録等については受託業者で管理していたものの、書面での提出は求めておりませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和3年度の保守業務からは受託業者から作業報告書を提出してもらい、さらに、令和4年度からは仕様書に作業記録等の提出についての内容を記載するように業務の改善を行いました。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見38												
担当課	総務部危機管理課														
項目	目標とする指標に対する実績値について														
	防災訓練や研修の実施回数														
	防災訓練や研修の実施回数の目標値に対する実績値について														
意見	<p>当初の目標値を定めた時点において想定した状況が変化し、現状における実績の捉え方が変更になったのであるから、以下のように①市が支援等する訓練や研修回数、②自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数に区分して資料を作成し、対外的のみならず対内的にも問い合わせに対応できるようにしておくことが必要と考える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目標値</th> <th>X1年度実績値</th> <th>X2年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市が支援等する訓練や研修の回数</td> <td>××回</td> <td>××回</td> <td>××回</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数</td> <td>—</td> <td>××回数</td> <td>××回数</td> </tr> </tbody> </table>			区分	目標値	X1年度実績値	X2年度実績値	市が支援等する訓練や研修の回数	××回	××回	××回	自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数	—	××回数	××回数
	区分	目標値	X1年度実績値	X2年度実績値											
市が支援等する訓練や研修の回数	××回	××回	××回												
自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数	—	××回数	××回数												
掲載ページ															
	32														
対応	対応方針	個別改善	【改善済】												
	指摘事項・意見についての経緯														
	<p>目標値の設定に当たっては、市が支援等を行う訓練・研修回数のみを把握し、この実績値を前提に設定したものでありますが、実績値の報告に当たっては、自主防災組織等の一部の団体で独自開催で実施している活動があったことから、令和元年度以降、各団体に対するアンケート調査により全体把握を行い、市の関与の有無を区分として設定せず、実施回数の総数を実績値としたため目標値との乖離が生じたものです。</p>														
今後の改善予定等															
令和4年度分の防災訓練や研修の実施回数の実績把握から、アンケート内容に区分を設け対応します。															

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見12
担当課	総務部管財課		
項目	有効性について		
	青森駅前公園地下駐車場運営管理事業、アウガ駐車場運営管理事業 ホームページにおける料金表示について		
意見	<p>青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場にかかる駐車料金について、令和3年9月29日の往査時点では料金免除にかかる情報が記載されていなかった。</p> <p>免除にかかる定めは、市の内部規程であり非公表の「青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理に係る取扱要領」において大部分が記載されており、市ホームページでアナウンスされない限り市民が能動的に駐車料金免除となるケースを知ることは難しいと考える。市民の公平な駐車場利用という観点から、免除にかかる情報を市ホームページに記載しない理由は存在しない。市は、ホームページにて料金免除にかかる情報を広く公開すべきである。</p> <p>なお、上記意見を受け、市は早急にホームページの改修を行っており、令和4年1月31日においてホームページ上に料金免除に係る情報が記載されていることが確認された。</p>		
掲載ページ	112		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>従前のホームページは、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場にかかる料金免除の情報を記載していませんでした。</p>		
今後の改善予定等			
令和4年1月31日付けでホームページの修正を行いました。			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見13
担当課	総務部管財課		
項目	有効性について		
	青森駅前公園地下駐車場運営管理事業、アウガ駐車場運営管理事業 ホームページにおける問い合わせ先の明示について		
意見	<p>市ホームページにおける、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の「問い合わせ先」において、『アウガホームページ(外部サイトへリンク/別ウインドウが開きます) ※現在、アウガホームページ更新作業のため、リンクは使用できません。』と記載されており、アウガホームページへのリンクがなされていない。 問い合わせ先が示されていない現状の記載には問題が認められる。市はホームページにおいて問い合わせ先を明示すべきである。 なお、上記意見を受け、市は早急にホームページの改修を行っており、令和4年1月31日においてホームページ上に問い合わせ先が記載されていることが確認された。</p>		
掲載ページ	113		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>従前のホームページは、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場にかかる問合せ先の情報が不明瞭でした。</p>		
今後の改善予定等			
令和4年1月31日付けでホームページの修正を行いました。			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見14
担当課	総務部管財課		
項目	経済性・効率性について		
	青森駅前公園地下駐車場運営管理事業、アウガ駐車場運営管理事業		
	事務委託料の適切な案分について		
意見	<p>市は青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の駐車場管理業務及び使用料収納事務について、公益財団法人Aへ委託を行っている。市は総額37,048千円にて契約を行い、総額を駐車可能台数にて両駐車場へ案分配賦(アウガ駐車場へ31,292千円、青森駅前公園地下駐車場へ5,755千円)している。検証した結果、この配賦方法は合理的ではない。青森駅前公園地下駐車場への配賦が少額であり、アウガ駐車場への配賦が過大であると思われる。</p> <p>確かに、アウガ駐車場と比較し、青森駅前公園地下駐車場は管理規模が小さいため配賦が少額となることは合理的であろう。しかし、生じた費用を駐車場別に積み上げていくと青森駅前公園地下駐車場への配賦が少なすぎると思われる。</p> <p>このような合理的ではない配賦計算を行ってしまうと、施設から生じる費用対効果を適切に評価できない弊害が生じる。また、今後の老朽化に対する施設更新、管理運営形態の変更検討(例えば、指定管理制度の導入や、PFI事業の導入等)、売却等を検討する際にも誤った意思決定を行ってしまう可能性も認められる。両駐車場の費用対効果を分析する機会が今後ますます増えると考えられる。市は合理的なコスト算出を行わなければならない。</p>		
掲載ページ	114		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の駐車場管理業務及び使用料収納事務委託料は、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場を一体的に管理していることから、駐車台数による案分によって配賦計算を行っていました。</p>		
今後の改善予定等			
令和5年度より、委託料にかかる人件費については駐車場別の積み上げにより配賦計算を行うこととします。			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見15
担当課	総務部管財課		
項目	有効性について		
	青森駅前公園地下駐車場運営管理事業、アウガ駐車場運営管理事業 アウガ駐車場の有効活用について		
意見	<p>青森駅前公園地下駐車場は平均62.8%の利用率となっているが、アウガ駐車場の利用率は30.5%と低迷していることがわかる。監査人が令和3年10月にアウガ駐車場の実査を行った際も、市民図書館の休館といった要因もあるものの、相当数の空きが確認された。令和2年度のアウガ駐車場の収支は、収入27,000千円に対し、支出175,000千円と支出超過となっていることからアウガ駐車場の利用率を高め、駐車場使用料を増加させることが方向性として必要である。</p> <p>なお、アウガ駐車場が所在する青森駅前地区は再開発が進行中で、令和5年春において複合商業施設「THREE」オープン、中新町山手地区第一種市街地再開発ビル完成、青森駅東口駅舎跡地を活用した駅ビル完成等が見込まれており、開発事業のアウガ駐車場への影響を確認しながら利用状況を注視、利用方法を検討していくことが求められているだろう。</p> <p>一方で、開発後においても利用が低位な状況が続くならば、付近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失わない範囲で定期駐車（月極駐車）のサービス開始の導入といった検討も必要である。</p> <p>駅前一等地の市営駐車場が利用されていない状況は非効率であり、将来的に何らかの有効利用施策を検討されたい。</p> <p>その他、アウガ駐車場の管理支出を抑えることも必要である。実施形態についての深い議論は現状なされていないようだが、市直営ではなくて、指定管理者制度を導入する、青森県営駐車場を参考にPFIの方法により民間の資金と経営能力・ノウハウを活用するといった方向性も検討されたい。</p>		
掲載ページ	115		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>アウガ駐車場は、駐車場法に定める路外駐車場であるとともに、アウガの附置義務駐車施設として、第一義的に一般公共の用（主に駅前庁舎等利用者）に支障をきたさないように管理運営するべきものと考えています。収支については、駐車場利用率の低迷のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による駐車場使用料の減少も、支出超過の要因と考えています。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>アウガ駐車場については、本年3月に策定した青森市駐車場整備事業経営戦略に基づき、経営の基本方針として、安全・安心な施設維持及び維持管理費のコスト削減に努めることとしています。今後においては、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が予想されており、青森駅周辺の再開発に伴う需要状況の把握に努め、アウガ駐車場利用率の状況を見極めていきます。</p>		

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見30
担当課	浪岡振興部総務課		
項目	経済性・効率性について		
	浪岡地区コミュニティバス運行事業		
意見	委託料の積算に使用する見積書(見積単価)内訳の入手について		
掲載ページ	<p>A株式会社から入手する見積書については、見積の根拠となる運行経費の内訳が分かるように人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、諸経費を記載した見積書の内訳を入手すべきである。これによって年度別に積算する根拠が明確となり、年度別の見積単価比較の分析が可能となり、また透明性の観点からも改善されることを提案したい。</p>		
157			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料の積算については、A株式会社から運行バスの実走行1kmあたりの単価が記載された見積書を入手し、運行距離・日数を乗じて算出していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>運行事業者と協議し、運行経費の内訳を記載した見積書の入手に努めていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見31
担当課	浪岡振興部総務課		
項目	経済性・効率性について		
	浪岡地区コミュニティバス運行事業		
	委託料の見直しについて		
意見	<p>毎年度コミュニティバスの利用者は、減少傾向にある。現行方式によると、コミュニティバスの委託料は、市が定めている路線の変更や運行回数の減少など、運行経費そのものが減少となる場合は減額することになるが、利用者の減少は運行経費の削減につながらない。</p> <p>しかしながら、意見30に記載した見積単価の運行経費の内訳を入手して分析していないこととも関連するが、運行経費の内訳を入手したうえで現行方式による委託料の支払いの合理性について探求する段階に来ているのではなかろうか。</p> <p>コミュニティバス利用者の減少については、市としても課題として認識しており、現行制度の見直しを含めた域内公共交通の将来的な在り方について検討を進めていくことを提案したい。</p>		
掲載ページ	158		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>委託料については、市が定めている路線の変更や、運行回数の増減などにより、運行経費そのものが変更となった場合に見直しを行っています。</p> <p>市としても、コミュニティバス利用者の減少については、課題として捉えています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>現行制度自体の見直しを含めた域内の公共交通の将来的な在り方について、検討を進めていきます。</p>			

令和3年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

	No	意見27
担当課	浪岡振興部都市整備課	総務部総務課
項目	有効性について 公園施設管理事業(浪岡) 納品書、請求書の日付記入について	
意見	<p>納品書又は請求書の日付記入については、事前に業者が印字もしくは記入して持参する場合と日付欄を空白にして、納品時当日に市の検査員の面前で日付記入する場合の二つの方法によって行われている。内部統制の観点から、コントロールの強い方法は、前者の方法、つまり業者が事前に日付を印字もしくは記入して市の検査員の検収確認を受けるやり方を採用した方がよい。このやり方は、全庁的に統一したやり方を実行しないと効果的ではない。また、これと並行して検収時において検収スタンプ(日付入り)を採用することで、現状における検収時に2名によるゴム印押印と捺印押印があるものの検収日の記入のないやり方に代えて、コントロールの強い検収確認という重要な処理を確実にかつ正確化することができる。</p>	
掲載ページ	146	
対応方針	全庁改善	【改善済】
指摘事項・意見についての経緯	<p>物品納入時における納品書については、納入確認体制の強化のため、平成22年3月17日付けで発出した、青市会第127号(物品購入に係る納入確認体制の強化について)に基づき、納入日と同一の日付が記載された納品書を事業者から徴取することとしています。</p> <p>また、請求書についても、青森市財務規則施行マニュアル(第63条関係)において、「請求書は、債権者が請求年月日を付して発行するもの」としており、納品書、請求書ともに、あらかじめ事業者が日付を印字もしくは記入したものを徴取することとしています。</p>	
対応	<p>今後の改善予定等</p> <p>納品書については、納入確認時に納入物品等に誤りがあった場合に、必要な措置を事業者に求めることによって、当該納品書の日付が確定しないことが想定されるほか、請求書については、事業者が納入時に持参するケースがあり、この場合、市側の納入確認がされた後に、事業者が請求書に日付を入れることが想定されることから、納品書、請求書ともに、事業者が日付欄を空白にして納入時当日に記入する場合であっても、徴取することとしてきたところです。</p> <p>また、青市会第127号通知では、物品の納入に当たり、納品確認を行った発注担当者及びこれとは異なるチームの職員である納品確認者は、納品書の余白に職名・氏名の記載及び押印を行うこととしており、納入時(納入日)に確認した上で職名・氏名の記載及び押印を行っているところです。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き当該通知や青森市財務規則施行マニュアル等をグループウェア内のライブラリに掲載するほか、フォーラム(同グループウェア内)も活用しながら、適正な支出事務を行っていきます。</p>	

